

労働・雇用相談事業の期間延長に係る予算流用について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、令和2年5月3日から9月30日までの土曜日を除く毎日、社会保険労務士による雇用調整助成金に関する無料電話相談を実施している。国は令和2年8月28日に、雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等の対象期間を12月末まで延長することを公表し、これにより、事業者や労働者からの相談が続くことが予想される。

こうしたことから、現在実施している無料電話相談を令和3年3月31日まで延長し、助成金や給付金の申請を促し、あわせて労働者等からの相談に応じることで雇用の維持を図っていく。

2 背景

- ・国は令和2年8月28日に、雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等の対象期間を12月末まで延長することを公表し、これにより、申請受付期間が延長される見込み。
- ・相談件数は減少傾向にあるものの、労働者からの解雇や雇い止めに関する相談等にも引き続き対応していく必要がある。

3 事業内容

市内中小事業者等を対象とした社会保険労務士による無料電話相談の実施期間を延長する。

期 間 令和2年5月3日～令和2年9月30日 ➡ 令和3年3月31日まで延長
 実施日 土曜日を除く毎日 ➡ 日曜日、月曜日、水曜日、金曜日
 時 間 午前9時～午後4時
 相談員 社会保険労務士2人 ➡ 社会保険労務士1人
 場 所 勤労青少年ホーム（アイミティ浜松）リスニングルーム

4 予算措置（11月補正を前提とした流用額 2,780千円）

経費内訳 謝礼 2,780千円

（単位：千円）

事業名	流用額
労働・雇用相談事業	2,780
勤労者福利厚生事業	△2,780